

## 新型コロナウイルス感染をめぐるフランスの対応

渡邊 啓貴

帝京大学教授／GFJ 有識者世話人

### 猛烈な感染拡大

筆者は3月中旬までフランスにいた。中国・韓国などアジアでの感染拡大と、イタリアでの感染が次第に大きな話題となっていたころである。初旬に訪れたロンドンでは警戒感があったが、まだ人々は平常でロンドンの中心街でもマスクをしている人はいなかったし、それはパリも同様だった。しかしパリでは映画館やレストランは間をあけて人々は着席をしていた。

フランスでは最初の感染者が確認されたのは12月だといわれるが、記録上(ジョンズ・ホプキンス大学院)最初の確認は、1月24日の2人という記録が出発点である。その後感染者数が100人を超えるのは2月末であるが、その1週間後には1000人を超えた(3月8日1136人)。そしてその10日後には1万人を超える(3月19日1万970人)。4日後には2万人を超え(3月23日、2万123人)、3月31日には5万2827人となった。3月下旬の1日平均増加数は3000-4000人、さらに4月2日には6万人に迫った(5万9929人)。その後一週間は感染者数の増加は鰻登りで、平均で一日約5000人、4月9日には9万人に迫り、17日には15万人に近づいた(14万8084人、一日平均約7000人以上)。文字通りパンデミックとなった。その後感染者数の伸びは次第に落ち着いてくるが、4月25日は16万人を超え、現在の18万9569人(6月4日)になっている。3月下旬から4月中旬にかけての燎原の火のような拡大ぶりだった。4月上旬フランスではリエステル文化相の感染が確認された。閣僚の感染者としては初めてだった。コルシカを含め、7つのクラスターの発生もすでに出ている。

### 外出制限

当然フランスでも各国同様に外出制限などの措置が取られた。当初は文字通りの自粛要請だった。3月12日、マクロン大統領はテレビで感染の疑いのある人は自宅療養、感染確認者には自宅内隔離、集荷・イベントの自粛、中止、学級閉鎖などの要請を行った。また、高齢者や慢性病を抱える人たちの外出の自粛、高齢者施設(EHPAD)での面会の全面禁止なども行われることになった。

3月14日夜、政府は、感染対策を発表。基本的に自宅謹慎を要請、感染は第三期(拡大期)に入ったと規定した。カフェ、バー、レストラン、ディスコ、映画館など、飲食。娯楽施設は不要不急ということで営業停止、食料品販売店、公営市場、薬局、銀行、たばこ・新聞販売店、ガソリンスタンド、宿泊施設、葬儀屋、情報・自動車関連、ホームセンターは営業の継続を認められるが、それ以外のすべての施設の閉鎖と、15日正午からの不要不急の外出禁止措置の適用を発表。期間は3月17日から2週間と定めた。

しかし上記のように感染拡大の猛威は収まるどころか、この時期拡大傾向にあり、規制緩和はできなかった。しかも、国民のかなりの数の人たちは春らしい陽気にも誘われて外出し、せっかくの政府の政策もあまり守られなかった。より厳しい対策が必要と考えた政府は、テレワーク不可能な職場、食料品の購入、医療治療、子どもや介護必要者、自宅付近での個人の運動と犬の散歩等以外の外出の場合には、「外出許可書」の携帯を義務付けた。不携帯の場合は 38 ユーロ（約 4600 円）の罰金を科した。実際、警察官が路上で歩行者を尋問し、許可書の提示を求める映像がメディアでは頻繁に流された。ジョギングする人が許可書を携帯している様子も紹介されていた。それでもなかなか人々が携行しないため、罰金額は 135 ユーロ（約 1 万 6000 円）にまで上がった。

そこで 3 月 27 日に政府は 17 日に始まった外出制限は 31 日に終了する予定だったが、それを 15 日間延長し、4 月 15 日までとした。その後最初の延長期間が終了する一週間前になる 4 月 8 日夜政府は、さらなる外出制限の延長方針を明らかにした。期限は当初明らかにされなかったが、その後 5 月 11 日と定められた。

## 外出規制解除計画

4 月 28 日、下院は 5 月 11 日からの政府の外出制限解除プランを承認した。解除は段階的に進められ、6 月 2 日までの第 1 段階の解除の仕方は、感染状況と医療体制に応じて全県を赤色と緑色に区分し異なった要領で解除していく。その概要については以下参照。

- (1) 学校関係では、保育園・小学校から再開を開始。翌週には「緑」の県に限り、中学校を再開（中学 1・2 年）、高校は 5 月末の再開。託児所では 1 グループ 10 人が上限、子どものマスク着用は、保育園では禁止、小学校では推奨しない、中学校以上では義務とする。
- (2) 企業は可能な限りでテレワークの継続を「強く推奨」。出勤には時差出勤を奨励。また、従業員にマスク等の支給を要請、中小企業・自営業に対する政府・州による支援。
- (3) 移動は、自宅から半径 100km までに制限、公共交通機関におけるマスク着用を解除後 3 週間義務付けする。公共交通機関では乗車数を制限。
- (4) 商店や公営市場の原則的に開店を許可。店舗側は、マスク不着用の入店を拒否することができる。
- (5) 集会は 10 人までに制限。映画館、コンサートホール、劇場などは当面閉鎖、5000 人を超えるイベントは 9 月まで禁止。大規模美術館の再開も認められない。小規模美術館と図書館等は再開可能。第一段階終了まで海岸には立ち入り禁止。プロスポーツ、とくにサッカーは開催できない。宗教儀式の再開は認められないが、葬儀は可能で列席人数を 20 人までとする。

その後 5 月半ばには、「緑」ゾーンのレストランやカフェを 6 月 2 日から営業再開すること、夏季シーズンの国内旅行を解禁した。その一方で感染防止対策の中心として、PCR 検査強化とデータベース 2 種の構築を据えた。第二次感染の脅威に備えることと、感染終息の基準を説得力あるものにするのである。そのために 1 週間に 70 万件の検査を実施するとの目標を立てた。症状を示したすべての人を対象に、PCR 検査を実施、その担当は開業医が請け負い、無料で検査する。

## 経済支援策

3 月 22 日に第一次経済支援のための補正予算を発表した。総額 450 億ユーロの支援策で、法人税や

社会保険料の支払い延期、GDP 比の財政赤字はプラス 2% 上昇する予測を示した。また 3000 億ユーロの融資はを企業資金繰りの補填を目的とする。

その後 4 月 15 日には第二次補正予算を閣議決定したが、第一次支援総額を 1100 億ユーロに増額、2020 年成長率をマイナス 8% に下方修正し、対 GDP 比財政赤字は 9% にまで拡大することを骨子とした。

具体的には、大企業を対象にした 総額 200 億ユーロの支援(エールフランスなど)、中堅企業を対象とする FEDS (経済社会開発基金) 支出 10 億ユーロへの増額、中小企業向け総額 5 億ユーロの特別融資、零細企業・自営業者向けの連帯基金を 10 億ユーロから 70 億ユーロへ増額と支給条件の緩和、法人税・社会保険料の納付延期・税額控除の前倒し支給などからなる企業の資金繰り支援措置の予算額の増加(350 億ユーロから 500 億ユーロへ)、損害額の特に大きい部門(外食、宿泊、イベント等)を対象にした社会保険料等の免除(7 億 5000 万ユーロ)などである。

また医療関連予算を 20 億ユーロから 80 億ユーロに増額した。医療設備購入、傷病手当金、医療スタッフへの特別手当等の支給などである。低所得世帯向けの援助(総額約 10 億ユーロ)、生活保障手当 RSA 及び ASS の受給世帯には 1 世帯当たり 150 ユーロ(子供 1 人につき 100 ユーロを上乗せ)を支給(請求不要)。住宅補助手当の受給世帯(400 万世帯)に 100 ユーロ支給、一時帰休予算は 85 億ユーロから 240 億ユーロへ増額。73 万 2000 社の 870 万人が一時帰休の対象(後に 930 万人に拡大)。失業保険については、管理職対象の支給額の逡減制適用の凍結、支給期間の延長などである。

政府は 6 月 10 日に第 3 次補正予算の閣議決定を予定している。2020 年の経済成長率予測をマイナス 11% へ下方修正し(4 月予想ではマイナス 8%)、さらに下方修正する。2020 年財政赤字は 2200 億ユーロの見通し、第 2 次補正予算法では 1835 億ユーロと見込んでいたのでさらなる財政赤字の膨張となる。社会保障会計の赤字も進み、4 月末予測の 410 億ユーロから 522 億ユーロに膨らむ。

国債依存率是对 GDP 比も、年末時点で 120% 程度にまで増大(4 月半ばの予測 115.2%)。2020 年の財政赤字の対 GDP 比も、現在の予測 9% から増大するのは必至で、最低 10.5% 程度にまで増大する。政府がこれまでに発表した一連の追加支援措置による支出を加算すると、財政赤字はさらに増大する。

しかし、ルメール経済相はサプライサイド支援措置を軸にした政策を推進すると確認。経済相は特に、ユーロ圏諸国との競争力低下に至らないように配慮し、生産設備の近代化のための支援プランを提案する予定である。新たな消費拡大策は提案されないが、外出制限解除後の個人消費の堅調な回復ぶりへの期待がある。